



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	スタディ・クエスチョンで読む古典『現実の社会的構成』（バーガー&ルックマン）を読む（その5）
Author(s)	長島, 美織; Nagashima, Miori
Citation	国際広報メディア・観光ジャーナル, 37, 55-68
Issue Date	2023-11-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/90787
Type	departmental bulletin paper
File Information	Jimcts_37 (3).pdf



スタディ・クエスチョン で読む古典

『現実の社会的構成』

(バーガー&ルックマン)を読む(その5)

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授

長島 美織

Reading Classics through Study Questions:
——“The Social Construction of Reality: A
Treatise in the Sociology of Knowledge” by
Peter L. Berger and Thomas Luckmann (Part5)

NAGASHIMA Miori

abstract

This is the fifth part of a series of attempts to propose and demonstrate a new method of reading academic masterpieces, which are otherwise difficult for readers to grapple with. The proposed ‘Study Question Method’ helps students read through and understand the target academic manuscript precisely and critically. The sample piece selected in this series of essays is “The Social Construction of Reality—A Treatise in the Sociology of Knowledge”, by Peter L. Berger and Thomas Luckmann. The paradigm introduced in this book later got to be known as social constructionism and has made a big influence on not only sociology but also other academic fields such as psychology, pedagogy, gender study, and science in nursing. This part 5 examines the latter part of Chapters 1 of the Part II, which deals with the interactions between institutionalization and tradition, roles, and reification. It consists of study questions, and corresponding answers and comments.

1

読解題材としている書籍とスタディ・クエスチョン・メソッドについて¹

このシリーズで取り上げている古典は、Peter L. BergerとThomas Luckmannによる『The Social Construction of Reality—A Treatise in the Sociology of Knowledge』という書物で、1966年にアメリカで原著が出版されています。その後、1977年に最初の日本語訳が出版され、さらに、2003年に、『現実の社会的構成—知識社会学論考』という、より英語の原題に近いものに改題され現在に至っています。ここでは、2007年の新版第3刷を使用しています。以下で対象書籍の著者たち、つまり、Peter L. BergerとThomas Luckmannを指す場合には、B&Lという表記を用います。また以下の引用は、ことわりのないかぎり、この対象書籍からのものとなります。下線のみ、説明のために筆者が加えました。

さて今回も、スタディ・クエスチョン・メソッド (Study Question Method) を用いて読解を続けていきますが、(その1)²、(その2)³、そして(その3)⁴、(その4)⁵に引き続き、この(その5)では、第II部「客観的現実としての社会」の最初の章、「制度化」の後半部を読んでいくことになります。第I部は、日常生活を舞台にして、対面的状況を出発点として、通常の実現を構成する私たちの意識や知識、日常的に繰り返されるまなざしの転換と現象の多元性、間主観性と社会的相互作用について主に現象学的観点からの分析を読み解きました。対面的状況の私たちの知識の構成は、時間やことばがもたらす「秩序」とともに、匿名性や類型性を軸にして、抽象的な状況へと拡張されることが可能となる様を読み解いてきました。続く第II部では、制度という概念を中心に、制度化の必然性を人間特有の本能の未発達性から読み解きました。今回は、その制度化がさらに進んだ状態について、私たちの社会的行動様式の歴史的可変性とその規定要因、客観化と物象化、知識と社会的存在基盤との弁証法といったことから中心に考察を進めることとなります。

2

II部 客観的現実としての社会： 「第1章 制度化」の読解

II部「客観的現実としての社会」の第1章は、以下の5つのサブセクションに分かれていました。

- (a) 身体と活動
- (b) 制度化のはじまり
- (c) 沈殿化と伝統
- (d) 役割
- (e) 制度化の範囲とその様式

(その4)では、最初の二つ、(a) 身体と活動、および、(b) 制度化のはじ

▶1 本稿が依拠するスタディ・クエスチョン・メソッドのよりくわしい説明は、以下の研究ノートを参照して下さい。長島美織, 2017, 「スタディ・クエスチョンで読む古典—「政治学は科学として成りたちうるか—理論と実践の問題」(マンハイム)を読む—(その1)」『メディア・コミュニケーション研究』70, 「[保険とリスク](フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: insuranceについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-124。

▶2 ここで(その1)とは、以下の研究ノートを指します。長島美織, 2021, 「スタディ・クエスチョンで読む古典『現実の社会的構成』(バーガー&ルックマン)を読む(その1)」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』33: 85-96。

▶3 ここで(その2)とは、以下の研究ノートを指します。長島美織, 2021, 「スタディ・クエスチョンで読む古典『現実の社会的構成』(バーガー&ルックマン)を読む(その2)」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』34: 35-46。

▶4 ここで(その3)とは、以下の研究ノートを指します。長島美織, 2022, 「スタディ・クエスチョンで読む古典『現実の社会的構成』(バーガー&ルックマン)を読む(その3)」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』35: 95-106。

▶5 ここで(その4)とは、以下の研究ノートを指します。長島美織, 2023, 「スタディ・クエスチョンで読む古典『現実の社会的構成』(バーガー&ルックマン)を読む(その4)」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』36: 83-97。

まり、を扱いましたので、今回（その5）は、後半の3つのセクション、

- (c) 沈殿化と伝統
- (d) 役割
- (e) 制度化の範囲とその様式

を読み解いていくこととなります。

「(c) 沈殿化と伝統」の読解

それでは、テキスト104ページから読み続けていきましょう。

SQ このセクションの最初の段落のキーワードは、「沈殿化」、「知識在庫」、「匿名性」です。これらの用語を使って、この段落の意味を説明してください。

まず出てくるのは、「沈殿化」という言葉です。

「人間の経験全体のうちで意識のなかに保持されている部分というのは、ごく小さなものにすぎない。こうして保持された経験は、沈殿化するようになる。」(104)

原注の(34)にもあるように、「沈殿化」ということばは、フッサールが用いた現象学の用語であり、シュッツによって社会学的文脈に導入されたものです。ある経験が意識の中に保持され、記憶のなかにある形で留まってしまうことにより、沈殿化が生じますが、それには二つの種類があります。

「幾人かの人間が同じような経歴を共有する場合には、間主観的な沈殿化が起こり、そうした経歴の経験は共通の知識在庫のなかに統合されるようになる。間主観的な沈殿化は、それがあるなんらかの形の記号体系に客観化されるようになったとき、つまり共有された経験を反復して客観化できるという可能性が生じたときにのみ、はじめて真の意味で社会的であるということが出来る。」(104)

「間主観性」もフッサールによる現象学の基本概念ですが、他者と共同体を構成するために必要なもので、複数の主観の共同化を伴います。演繹すると、ここでは明示されていませんが、「間主観的な沈殿化」に対応するものとして、「主観的な沈殿化」というものがあると想定できます。つまり、自分自身にとっても、ある種の経験は、記憶のなかや身体的にひとまとまりのものとして蓄積されるようになるのですが、何らかの形で、それが社会的に共有される経験となる場合があります。ここで介在するのがこれまで何度も登場している、客観的に通用する記号体系の主たるものとしての「ことば」です。この記号体系によって、主観的な沈殿化が間主観的な沈殿化に変化し、社会における共有の「知識在庫」(2番目のキーワード)に登録され、伝達可能なものとして体系化されることとなります。

「客観的に通用しうる記号体系は、沈殿化した経験を最初の具体的な個人の経歴の文脈から切り離し、それらを当の記号体系を共有する、あるいは将来共有することになるかも知れない、すべての人びとに一般的に接近可能なものによって、これらの経験に萌芽的な匿名性という地位を与える。」(105)

そして、3番目のキーワード「匿名性」が出てきました。個人の文脈に埋め込まれている主観的な沈殿化は、共通する記号体系を経由することで、間主観性と匿名性を獲得することにより、共通の知識在庫に収納され、世代や地域を超えた人々にアクセス可能なものとなります。この図式化に関して、狩猟社会における勇敢な狩の経験についての例が述べられていますが、そのような集団的な沈殿物が、どのような正当化図式によって意味付けられるかというのは、また異なった問題となります。

「換言すれば、正当化図式はその集団の沈殿化された経験にそのときどきに新しい意味を付与することによって相互に交代し合える、ということである。」(107)

集団の沈殿物は、その内容により直接意味付けられるわけではなく、その沈殿物の直接の源となった経験も重要なものではなくなっていくます。それは、解釈し直されることが可能であり、勇者の行為として正当化されることもあれば、神話的な原型として位置付けられることもあり、さらには、道徳的な枠組みとして、社会の役割を固定するものとして正当化される場合もあるのです。

「(d) 役割」の読解

SQ 「制度的秩序の始まりは自己自身と他者の行動を類型化すること」(111)

とは、どのようなことを意味するのでしょうか。最初の段落での記述をもとに、その特徴を表すキーワードとともに説明しなさい。

該当する部分は、以下のとおりです。

「すでにみてきたように、いかなるものであれ、制度的秩序の始まりは自己自身と他者の行動を類型化することにある。このことは人が他者とともに特定の目標や相互に絡み合った行為の諸局面を共有すること、そしてさらには、ただ単に特定の行為が類型化されるだけでなく、行為の形態までもが類型化される、ということの意味している。」(111)

ここでは、「制度的秩序の始まりは自己自身と他者の行動を類型化すること」という部分を後続の文章で二つの要件として説明しています。

- 1) 人が他者とともに特定の目標や相互に絡み合った行為の諸局面を共有すること

2) ただ単に特定の行為が類型化されるだけでなく、行為の形態までもが類型化されること

一つ目は、類型化された行為の全体的な目的や流れをその社会の人々が理解しているということ、です。つまり、その行為が社会全体で受け入れられ、理解されているということになります。しかし、2番目の点は、いまだ分かりにくい部分を含んでいます。「特定の行為が類型化されるだけでなく、行為の形態までもが類型化される」とはどのようなことでしょうか。

それは、次の文章で挙げてある例をみると理解しやすくなります。

「つまり、ここではXというタイプの行為を遂行しつつある特定の行為者を見ることができるだけでなく、当の有意性構造の共有を当然要求できる人物であればいかなる行為者によっても遂行されうるものとしてある、Xというタイプの行為をみることができるであろう、ということである。」(111)

これは、特定の行為者ではなく、「役割」(キーワード)としての行為者が社会的知識として共有されているということの意味しています。ここで例として使われているのは、母系制社会における義兄の役割です。つまり、ある人がある行為をするのは、その人の社会的関係における役割であるということになります。そして、それを見守る人々も、その行為の遂行は自分の役割でない、ということをおきましつつ、その出来事に対峙するということになります。これは、Aという人が、たまたまそこに居合わせたから行う行為ではなく、Aという個人がSという役割に合致しているため、行う行為であるということができます。

こういった行為の類型化、ひいては、制度化において、ことばが果たす役割の重要性が再び指摘されます。

「行為形態の類型化はこれらの行為が客観的意味をもつことを必要とするが、この客観的意味もまた、ことばによる対象化を必要とする。」(111)

つまり、類型化された行為や行為者の役割を記述するのに使われる共通の語彙が必要となるということです。これらの類型化された行為がそれぞれの社会によって異なるということはよくあることですので、ここで、ある社会特有の制度に伴い、他の社会にはない特有の語彙群が存在するという観察に繋がります。このようにして、ある行為は、状況によって変化しうる主観的な行為ではなく、「役割」という概念を通して、社会に埋め込まれた客観的かつ社会的に容認された行為となります。このことは以下のように表現されています。

「こうして、原理的には、行為とその意味は、行為の個々の遂行やそれらと関連した可変的な主観的過程から分離して理解することが可能になる。」(111-112)

さて、次の段落から、このような制度が個人にとってどのような意味合いをもつかという、第Ⅲ部の主題を先取りする形での議論が始まります。B&Lは、以下のように書いています。

「このことは自我の経験にとって非常に重要な意味をもっている。行為が行われているとき、そこには自我と行為の客観的意味との同一化が存在する。」(112)

SQ 上記の文章冒頭の「このこと」とは、どういったことを指すでしょうか。それを踏まえて、テキストの後続部分を読解し、「役割」の定義を抽出しなさい。

「このこと」とは、これまで述べてきたこと、つまり、行為はその行為のタイプにあう行為者であれば、誰でも遂行できる、ということ指します。これは、一言で言うと、このセクションの主題である、「役割」ということになります。役割を果たすということにおいて、自我と行為が同一化する、さらに言えば、自我が社会的制度に成功裡に埋め込まれる体験ができるということになります。そして、自我は、主観とは切り離された形で、一部形成されることが可能となります。この部分をB&Lの言葉で読んでおきましょう。

「換言すれば、自我の一部は社会的に通用している類型化図式によって対象化される、ということである。こうした部分こそが本来の意味における〈社会的自我〉であり、これは全体としての自我から明確に区別されるものとして、そして場合によっては、それに対立するものとして、主観的に経験されるのである。」(113)

ここで説かれているのは、自我の多層性です。社会的に公認されている類型化図式の中の役割を演じている場合、それは、社会的自我を構成することに繋がり、時に自我の他の一部と排反するものとしても経験可能となるわけです。これは、自己の社会的文脈に埋め込まれた行為を思い起こす時に経験されることで、主観的自我と社会的自我の間での距離や隔たりを意識することにも繋がります。

「このように、行為しつつある自己と行為しつつある他者は、ともに独特の個人として理解されるのではなく、さまざまなタイプとして理解される。定義からして、これらのタイプは相互に交換も可能である。」(113)

独自の主観的自我をもつ個人という面ではなく、制度化された状況での行為は、さまざまな「役割」タイプとして認識されることが多く、時にAとBの役割を交換することも可能なわけです。教育学や心理学、職業訓練などでも用いられるロールプレイは、まさにこれを意図的に行なっているものと言えます。こういった丁寧な議論を積み重ねた上で、B&Lは、以下のように役割

を規定していきます。

「この種の類型化が行為者の集団に共通する対象化された知識在庫の文脈内において生じるとき、われわれははじめて本来の意味で役割なるものについて語り始めることができる。役割とはそうした文脈内における行為者の諸類型に他ならない。」(113)

役割は、集団の構成員が一定レベルの知識在庫を共有する文脈における行為者の類型であるということが言えます。換言すると、そのコミュニティにおいて、役割とは、類型化された行動タイプであると言えるでしょう。

SQ 役割はどのように制度とかがわるでしょうか。該当する文章を参照しつつ、2つの点から説明しなさい。

該当する段落は、以下の通りです。

「役割は制度的秩序を表現する。……まず第一に、役割の遂行は役割自体を表現する。……第二に、役割は制度的に定められた行動の網目の全体を表現する。裁判官の役割は他の諸々の役割と関連しあっており、こうした役割の総体が法制度を構成しつつあるわけである。」(115)

第1点目として、「役割の遂行は役割自体を表現する」と述べられています。その後述べられている例を参照することでこの意味は明確となりますが、たとえば、裁判官の役割は、裁判を遂行することによって表現されます。つまり、判決というものは、だれでもが出せるものではなく、裁判官という役割をその裁判で担っている個人のみが出せるわけです。そこでは、裁判官は個人としての恣意的な判断をできるだけ排除して、裁判という文脈の知識在庫に沿った客観的な判断を、裁判官という役割を通して遂行するということとなります。

第2点目として述べられていることは、「役割は制度的に定められた行動の網目の全体を表現する」ということです。同じ例で言うと、裁判官という役割はそれを遂行するために必要な他の役割や裁判という一連の現象の流れが遂行されるための行為の連続のなかで、形成されるものとなります。したがって、裁判官という役割は、法制度という制度を「裁判官」という視点から表現するものとなります。

このように、制度は、「役割」を担う人々によって、表現されるだけでなく、言語や物理的対象によっても体现されます。例えば、法体系を記述するテキストによって、あるいは、裁判所のエントランスにあしらわれた「女神の天秤」の彫刻によっても、制度は、現前化されています。このような現前化とともに、制度が生きた制度として社会を規定する力をもつためには、さらに、活性化が必要です。

「しかしながら、こうしたすべての表現も、それらが実際の人間の行動によってたえず、〈活性化〉されることのないかぎり、〈死んだもの〉となる(つまり主観的現実性を喪失する)。(116)

これはこの章にのみならず、第Ⅲ部においても繰り返し現れるシームの一つですが、制度は、絶えず、人々の実際の行動で活性化される必要があります。制度は、制度として存立することはできず、人々の日常の役割遂行なくしては、存立できないものであり、ここに、制度と知識(あるいは行動)の弁証法的力学が作動するものがあるわけです。

SQ 117ページからのB&Lテキストで、役割には、もう一つの重要な働きがあることが指摘されています。該当する文章を参照しつつ、説明しなさい。

さて、ここまで、個別の制度と役割の関係を考察してきましたが、役割には、異なる制度や知識を媒介するというもう一つの重要な働きがあるということが指摘されています。該当する部分を読んでみましょう。

「われわれの当面の考察にとってこれよりもっと重要なのは、共通の知識在庫の特殊な諸部門間を媒介するものとしての役割の性格である。個人は自らが遂行する役割によって、社会的に客観化された知識の特定の分野へ導入されてゆく。しかもこの場合、知識というのは狭い認識的な意味でのそればかりではなく、規範、価値、さらには情緒に関する〈知識〉という意味でのそれをも含んでいる。」(117)

先ほど来使っている裁判官の例でより詳しく理解していきましょう。これまで、裁判官は、その役割を満たすための適切な行動について知っていることは見てきました。それは、裁判や判決という具体的な行為を司る知識に加えて、裁判官にとってふさわしいと考えられる感情の制御や、服装、態度、そして価値観なども含まれます。また、裁判官の配偶者の態度や服装などについての規範的知識も含まれるかも知れません。このように、裁判官という役割を演じるためには、知識在庫の多方面の領域にアクセスすることが必要となることに気づきます。そして、このような専門性の発達した社会において、必要となるのが、専門家の類型学であると、B&Lは述べています。

「このように専門家の類型学(最近の社会事業家たちがいうところの照会的手引)は社会の全員にとって関係があり、また近づきうる知識在庫の一部をなしているが、専門知識を構成する知識はそうではない。」(120)

照会的手引きの重要性は、第Ⅰ部の「日常生活の知識の基礎」でも、強調されていましたが、一方で、このような索引的知識は、インターネットの発達と普及、そしてグーグルなどによる検索システムやさらに進化した対話型

の検索が可能となったことにより、再び、個人の知識として蓄えておく必要性は低くなったとも考えられます。しかし、知識社会学における役割分析の重要性に変化はないでしょう。B&Lは以下のようにこの節をまとめています。

「このように役割と知識との間の関係は二つの有利な観点から分析することができる。まず第一に、制度的秩序という観点から眺めると、役割は制度的に客観化された知識の集まりの制度的表現および媒介物としてあらわれる。第二に、いくつかの役割の観点から眺めると、それぞれの役割は社会的に規定された知識という付加物を伴ってあらわれる。もちろん、この二つの観点が、社会の本質的な弁証法である相対的な現象そのものを指し示していることはいうまでもない。」(120)

B&Lのこの書籍の一つの中心的なシームは弁証法ですが、それがここで説かれています。まず、第一の方向は、役割は制度的表現であるということ、そして、第二の方向は、役割は社会的知識を凝縮している、となります。これについて、さらに説明がなされます。

「第一の観点は社会は諸個人がそれを意識しているかぎりにおいてのみ存在する、という命題によって要約することができ、第二の観点は個人の意識は社会によって規定される、という命題によって要約することができよう。」(120)

制度的秩序は、役割という接点を通して人間と接点を持ち、その役割を担うことのできる個人によって繰り返し意識され実現される限りにおいて、現実的なものとして存在することができます。役割は、その役割遂行に関連する多方面の知識を伴って認識されることによって、その役割を遂行する個人のみならず、その役割を認識している他のすべての個人の知識や意識をも規定するということとなります。また一方で、個人の意識や知識や役割を演じることにより、制度や社会的基盤によって、整えられ、規定されていきます。

「役割」という切り口は、このように制度的側面と主観的側面の弁証法を具体的に描き出してくれます。つまり、ヴェーバー流の社会は諸個人がそれを意識しているかぎりにおいてのみ存在するという制度的側面と、デュルケム的な個人の意識は社会によって規定されるという主観的側面です。

「(e) 制度化の範囲とその様式」の読解

前節では、「役割」という概念に焦点を当てて、制度がどのように私たちの日常生活の知識に入り込んでくるのかについて考察してきました。この節では、その制度化の及ぶ範囲についての検討が始まります。

SQ この節の中心的問いは、为什么呢。そしてそれにどのような視点からアプローチするのでしょうか。該当する文章を参照しつつ、説明しなさい。

まずは、関連する文章を読んでいきましょう。

「それがどのようなものであれ、われわれが具体的な制度的秩序を考える場合、われわれは次のような問いかけをなすであろう。それは、一定の集団における社会的行為の全体のなかで、制度化が及ぶ範囲はどのようなものであるのか、という問いである。」(122)

ここで、この節の中心的な問題が登場します。それは、ある集団の社会的行為のなかで、制度化されている部分ほどのくらいあるのか、という問いです。これは、社会的行為のなかでも制度化されている部分と制度化されていない部分があるということを踏まえた上で、制度化された領域ほどのくらいあるのか、という問いです。もちろん、これは、社会によっても異なるであろうし、同一の社会であったとしても、歴史的に変化するであろう、ということは察しがつきます。となると、重要な問題は、制度化の範囲を決める要素はどのようなものか、ということになります。これがこの節で問いの定式化となります。

SQ この節の中心的問いである制度化の範囲を規定する要素として、B&Lはどのような回答を提出しているのでしょうか。該当する文章を参照しつつ、説明しなさい。

B&Lは以下のように述べています。

「ごく形式的に言えば、制度化が及ぶ範囲は有意性構造の一般性によって決まってくる。もしある社会の多くの、あるいは大部分の有意性構造が一般的に共有されているならば、制度化の及ぶ範囲は広いものになるであろう。しかしながら、ごく一部の有意性構造しか一般的に共有されていないような場合には、制度化の及び範囲は狭いものになるであろう。後者の場合には、さらに制度的秩序が行動に分節化されているという可能性がある。つまり、ここでは一定の有意性構造が社会の中の諸集団によって共有されていながらも、全体としての社会によっては共有されていないのである。」(122)

まずは、有意性構造について復習しておきましょう。有意性とは、relevanceの訳でした。つまり、関連性です。人はそれぞれ、関連性の構造のなかで個々の知識や行動を編成しています。世界はいろいろな出来事に満ちていますが、ここの出来事は、ある人にとっては、有意性があり、ある人にとっては有意性がありません。ヨーロッパに行く予定のない人にとっては、細かなフライトスケジュールの調整があつたとしてもそれは有意性を持ちません。また、キャンプに興味のない人にとっては、新しいテントの発売も有意性がないでしょう。最新のペースメーカーの開発に全く興味がなかった人も、家族に心臓の問題があることがわかった時点で、ペースメーカーに対する有意性が増し、それについて検索しだすかも知れません。有意性構造の変化は、

このように随時変化しうるものです。この有意性構造と制度化の及び範囲の関係について、B&Lは、「理念型に基づいた極端な事例」(122)に基づいて、解説しています。

一つの社会は、「制度化が生活の全面に及んでいるような社会」です。ここでは、すべての問題がすべての人々にとって有意性があり、共通の問題となります。この社会では、すべての社会的行為が制度化されており、すべての判断や行動が客観的に規定されます。

さらにB&Lは、もう一方の極端な社会も考察しています。ここでは、たった一つの共通の問題しか存在せず、これに関してのみ、制度化が生じています。そのような社会では、それぞれの役割に応じた知識が断片的に存在するだけで、共通の知識在庫はないに等しいような社会です。

SQ それでは次にこの有意性構造の決定に作用する事柄は、どのようなものでしょうか。該当する文章を参照しつつ、2つ挙げ、説明しなさい。

社会は、分節化の度合いに応じて、さらに分類可能です。ここでは、二つの極端な形を考えましょう。つまり、分節化が全く進んでおらず、社会の全員がある一つの社会に属している場合、そして、もう一つは、その社会の中で分節化が起こっている場合です。前者では、「役割に特殊な知識の配分」は存在しないに等しい状況となり、後者では、役割をめぐる特定の知識構造が並列することとなります。これらの考察からわかることは、社会の分節化、つまり、分業化が一つ大きな要素として、有意性構造の決定に影響してくるであろう、ということです。そして、もう一つの条件として挙げられているのが、「経済的余裕」で、生存とは、直接関係しない特殊な活動に関わることが可能な社会では、それぞれの領域での理論化や専門化が進み、共通に制度化された部分の縮小が見込まれるということです。

SQ 制度の分節化がもたらす結果として述べられている二つのこととはどのようなことでしょうか。該当する文章を参照しつつ、2つの点から説明しなさい。

並列的に存在する制度化の相互関係の問題であり、もう一つは、それぞれの制度や役割に応じた特殊な知識の形成が可能となり、共通の知識在庫から見えない形で存在するようになるということです。これにより、それぞれの専門領域が「社会をある一つの下位世界の視角から眺めるようになる」(131)ということが起こります。この下位世界の視座は、必然的にそれぞれの集団の「具体的な社会的利害」と結びつくこととなります。イデオロギーの発生です。

イデオロギーと呼ばれる知識体系とそれを生み出す土台となる集団の社会的条件との関係は、マンハイムによって集中的に考察されましたが、B&Lも基本的にその成果を踏襲しているようです。

「われわれの一般的な考察にとって重要な原則は、知識とその社会的基盤との間の関係は弁証法的なものであるということ、つまり、知識は社会の産物であると同時に、社会変動の一つの要素でもあるということ、これである。」(133)

知識と社会的基盤との関係は、相互を規定し合うと言う意味で弁証法的なものであり、知識は、社会的基盤に規定されると同時に、知識がその社会的基盤から相関的に離脱したときには、それは、より大きな社会的基盤の変容と組み直しをもたらすこととなります。

SQ 制度と社会の関係を歴史的観点から考察するときキーワードとなるのが、「物象化」です。これについて、その定義から始めて、該当する文章を参照しつつ説明しなさい。

さて、最後の論点は、物象化です。B&Lは、以下のとおり問題を提起しています。

「制度化の歴史的変異性ということから起こってくる問題のうちで、最後にとり上げておかねばならない理論的にみて極めて興味ある問題は、制度的秩序はいかにして対象化されるのか、という問題である。制度的秩序、あるいはそのいずれかの部分、は、どの程度、非人間的な事実性として理解されるのか？これは、社会的現実の物象化に関する問題である。」(135)

まず、物象化とはどのようなことか確認しておきましょう。

「物象化とは、人間的な諸現象をあたかもモノでもあるかのように理解すること、つまり非人間的な、あるいは、おそらくは超人間的なものとして、理解することである。」(135)

物象化とは、人間の活動の結果つくられたものを、あたかも、「自然的事実、宇宙の法則の結果、あるいは、神慮の顕現」(136)などとして理解することであり、もともとは人間が作ったものであるということを、忘れてしまうことです。さらに言えば、「創造者としての人間とその創造物との間の弁証法が意識から失われること」(136)を意味しています。弁証法的関係が意識されなくなるということは、自らが作ったものであるにもかかわらず、対象物を変化させることのできない強固なものとして認識してしまうということです。B&Lのことばで見てください。

「いいかえれば、物象化とは客観化過程における一つの極端な段階であるということもできる。つまり、このことによって、客観化された世界は人間の企画としてのその理解可能性を喪失し、非人間的で、人間化し得ない、惰性的な事実性として固定されてしまうのである。」(136)

このように物象化は時に強烈な存在感で人間の精神を支配するものでありますので、それが人間の意識の産物であるということをしかり捉え直しておくことも重要となります。

「しかし強調しておかねばならないのは、物象化とは意識の一つのあり方であるということ、あるいはもっと正確に言えば、物象化とは人間による人間的世界の対象化の一つの様式である、ということだ。」(135-137)

物象化についてのB&Lの言説は、力強く続きます。135-137ページの記述は圧巻といえます。

「制度の世界は物象化されることによって、自然の世界と混じり合っあられることになる。それは必然性と運命の世界となり、それが幸福な結果をもたらそうと不幸な結果をもたらそうと、いずれにせよ、そうしたものとして生きられる。」(138-139)

制度は、制度として成立したその瞬間から物象化し、我々に襲いかかってきます。それは、人々の人生を強力に規制しながら、人々に対峙し、時に人々に益をもたらし、時に不幸をもたらします。このような制度の物象化は、物象化の代表的な事例ですが、制度の維持のために必要な「役割」も、その制度に埋め込まれているがゆえに、物象化し、強固に人々の行動を規定します。

「役割もまた、制度と同様の仕方で物象化されることがある。このとき、役割のなかに対象化されてきた自己意識の部分もまた、一つの不可避的な運命として、つまりそれに対して個人が自らの責任を放棄することもありうる、一つの運命として理解されることになる。」(139)

これは、社会的な役割と個人の選択が乖離しうるときに、顕著に感じられるかもしれません。例えば、社長として、ギャングの一員として、医者として、といった具体で、「立場上、こうするしかない」という選択を強制します。

「このことは、役割の物象化は、個人が彼と彼の役割との間に設定しうる主観的距離を縮小する、ということの意味している。」(139)

役割の物象化が進んだときには、主観的な判断というものに限界まで縮小され、同時にアイデンティティや自我の全体までもが、強固な物象化に覆われてしまうことがあります。

「最後に、アイデンティティそのもの（あるいはこう呼びたければ、自我の全体）までもが、自己自身のそれと他者のそれをも含めて、物象化されてしまうことがある。」(139)

これに関しては、人種や性別のステレオタイプに関することがもっともわかりやすい例となります。ステレオタイプは、その対象の人々を好意的にみるにせよ、否定的にみるにせよ、まさしくその集団に対する物象化となります。こうして、ある集団に対する肯定・否定双方からの物象化は、時に、その集団の一部の特徴を強く取り出したにすぎない認識図式を、存在そのものと同一化するような作用をはたしてしまうわけです。

「双方での物象化は、人間によって生み出され、たとえそれが内在化されていようとも、自我の一部を対象化したものにすぎない類型図式に、存在論的で全面的な地位を与えてしまうのである。」(139-140)

知識社会学にとって物象化の分析は大変重要なものです。物象化の概念から、疎外や社会的にマージナルな存在、あるいは、信念の物象化や化石化、さらには、自然の物象化(自然を有機的・流動的なものと考えず、物象化する)といった様々な論点に関連して展開が可能です。しかし、ここでは、B&Lに倣って、これらの問題に踏み込むのではなく、制度的秩序の正当化について、次回からみていくこととしたいと思います。